

令和3年度 ダイオキシン類の常時監視結果の概要

県および福井市では、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、常時監視を実施しています。

令和3年度の調査結果の概要は以下のとおりです。

1 大 気

大気の常時監視を8地点で実施しました。その結果、全ての地点において環境基準*を達成していました。

2 水 質 ・ 底 質

(1) 公共用水域

公共用水域の水質の常時監視を25地点、底質の常時監視を27地点で実施しました。その結果、全ての地点において環境基準を達成していました。

(2) 地下水

地下水質の常時監視を廃棄物最終処分場周辺の7地点で実施しました。その結果、全ての地点において環境基準を達成していました。

3 土 壌

土壌の常時監視を廃棄物焼却施設周辺の7地点で実施しました。その結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

* 環境基準： 環境上の条件について、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条の規定に基づき定められたものであり、環境基準を超過したとしても、直ちに人の健康に影響を及ぼすものではありません。

ダイオキシン類の測定結果

(1) 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

地 域	測定地点数	環境基準 超過地点数	最小値* ¹	最大値* ¹	環境基準
一般地域* ²	3	0	0.0055	0.021	0.6
廃棄物焼却施設周辺	5	0	0.0051	0.018	

*¹ 各地点の年平均値の最小値および最大値

*² 一般地域： 廃棄物焼却施設周辺地域および沿道地域（主として自動車排ガスの影響を受ける地域）を除く住居地域をいう。

(2) 公共用水域の水質および底質

(単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g)

区 分	地 域	測定 地点数	環境基準 超過地点数	最小値*	最大値*	環境基準
水質	河川	22	0	0.043	0.63	1
	湖沼	2	0	0.068	0.10	
	海域	1	0	0.049		
底質	河川	24	0	0.078	9.6	150
	湖沼	2	0	3.9	44	
	海域	1	0	1.7		

* 各地点の年平均値の最小値および最大値

(3) 地下水質

(単位：pg-TEQ/L)

地 域	測定 地点数	環境基準 超過地点数	最小値*	最大値*	環境基準
廃棄物最終処分場周辺	7	0	0.041	0.063	1

* 各地点の年平均値の最小値および最大値

(4) 土壌

(単位：pg-TEQ/g)

地 域	測定地点数	環境基準 超過地点数	最小値*	最大値*	環境基準
廃棄物焼却施設周辺	7	0	0.026	14	1,000

* 各地点の年平均値の最小値および最大値